

NARA-SHIP サポートクルー 規約

制 定 平成 28 年 1 月 20 日

改 正 平成 28 年 5 月 9 日

第 1 条 (趣旨)

この規約は「NARA-SHIP サポートクルー」(以下「サポートクルー」という。)について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 (目的)

「東アジア文化都市 2016 奈良市」事業は、古都奈良の開かれた精神性を礎に、各都市で行われている様々な芸術祭・地域づくりの取り組みをつなぎながら、アジアの共通性と多様性を明らかにするものである。

「東アジア文化都市 2016 奈良市」を支えるサポートクルーは、舞台芸術や美術、食に関するさまざまな事業への支援を行うことで、一緒に盛り上げ、奈良への親しみを深めると共に、まちづくりに寄与することを目的に活動する。

第 3 条 (活動内容等)

サポートクルーは前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」、奈良に関する情報等を提供する研修会・説明会等への参加
- (2) 演劇やアート作品の製作支援等
- (3) イベントの運営補助
- (4) 来場者の方々へ見どころや会場周辺情報を紹介するビジターサービス活動
- (5) 市民による草の根的な広報宣伝活動
- (6) その他、サポーター同士の関係性を作るワークショップやチーム活動等

2 「東アジア文化都市 2016 奈良市」公式ウェブサイト(以下「公式ウェブサイト」という。)、SNS 等に掲載するため、サポートクルー活動時には「東アジア文化都市 2016 奈良市」実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が随時活動を写真・動画等で記録を行うことがあり、サポーターはこれに同意するものとする。

第 4 条 (参加・登録条件)

サポートクルー活動参加には、事務局へのサポーター登録を必要とする。登録する者は、以下の要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 16 歳以上であること。ただし、18 歳未満の場合は、保護者の同意を必要とする。
- (2) 「東アジア文化都市 2016 奈良市」の基本的な考え方に理解があり、事業の成功に賛同できること。
- (3) 自分以外のサポートクルーを尊重し、また新しいメンバーに対して受け入れる姿勢を保つことができること。
- (4) 営利を目的としないこと。
- (5) 法令を遵守する者であること。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反対することを目的とする者でないこと。
- (7) 特定の公職の候補者もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする者でないこと。
- (8) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、および信者を教化育成することを目的とする者でないこと。

と。

(9) 暴力団もしくはその構成員の統制の下にある団体に属する者でないこと。

(10) 本規約を遵守する者であること。

第5条（登録手続）

サポートクルー登録は、登録申込用紙や公式ウェブサイト等の登録フォーム必要事項を記載し、登録申込みを行うものとする。

なお、下記に該当する場合、事務局は登録を拒否する場合がある。

(1) 申込み内容に虚偽の記載があった場合

(2) 事務局より連絡が取れない場合

(3) その他、登録の拒否が相当であると事務局が判断した場合

第6条（登録期間）

サポートクルー本人からの登録解除の申出がない限り、原則として登録は継続するものとする。

第7条（登録内容の変更）

サポートクルーは、登録時の情報に変更が生じた場合、都度事務局へ届け出なければならないものとする。

第8条（登録解除手続）

サポートクルーの登録解除を希望する場合は、事務局へ解除の申出を行う。

第9条（登録の抹消）

事務局は、サポートクルー登録者に次の事実があると判断した場合には、予告なしにサポーター登録を抹消することができるものとする。

(1) 申込み内容に虚偽の記載があった場合

(2) サポートクルー活動の運営を故意に妨害する等、不適当な行為を行った場合

(3) 本規約に違反した場合

(4) 第6条第2項に基づく登録継続の意思確認ができなかった場合。ただし、本条に基づきサポーター登録を解除された場合でも、第5条第1項の手続により、再度登録を行うことができるものとする。

(5) その他、事務局が不適当であると判断した場合

第10条（規約の変更）

事務局は、本規約を随時変更できるものとし、変更した場合、事務局から公式ウェブサイト等で告知するものとする。

なお、公式ウェブサイトに掲載した時点より変更した規約の効力が生じるものとする。

第11条（その他）

サポートクルー活動参加にかかる交通費、食費等の支給は行わないものとする。ただし、事務局は、活動時に全国市長会「市民総合賠償補償保険」を利用する他、活動内容に応じて相応の保険に加入するものとする。

附 則

本活動規約は、平成28年1月20日より施行する。

本活動規約は、平成28年5月9日より施行する。